

第4回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会 会議録（要旨）

1 日時	令和7年8月22日（金）午後6時00分～午後7時30分
2 会場	教育センター3階 大研修室
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 竹内 里奈 子育て支援課長 嶋末 和代 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 小林 大祐 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 指導課長 福島 健明 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 加藤 太一、山岸 愛子、高橋 陽子、巻田 圭祐 児童青少年課 佐藤 善彦、中島 寛人
5 議題	1 報告事項 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）制定に向けた子どもへのアンケートについて 2 検討協議事項 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	3人

1 開会（午後 6 時00分）

2 報告事項

三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）制定に向けた子どもへのアンケートについて
【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

（質疑応答）質問なし

3 検討協議事項

(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について

【子ども政策部長】より説明

- ・ 前回委員会での意見を受けて、条例素案（案）第23条第5号の子どもの権利擁護についての調査とはどのようなものを示すのか、松原委員へ質問
- ・ 豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容等について、山下委員へ質問

（質疑応答）

【北田委員長】 松原委員、質問の点について、お願いいたします。

【松原委員】 権利擁護についての調査は、第23条の(5)のところだと思いますけれども、子どもから具体的な権利侵害の申立てがなくても、例えば、一番分かりやすいのがヘイトスピーチ的なものだと思いますが、そのような事象が市の中で起きたときに、権利擁護委員のほうから具体的に調査を開始できるようなことをイメージしてお話をしております。

あとは、内容については、いろいろと意見はありますが、多分、今は説明についてのお話だと思うので、また後の機会に譲りたいと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。いかがでしょう。ヘイトスピーチという話でしたけれども、イメージは湧きましたでしょうか。

【子ども政策部長】 ヘイトスピーチがあったときなどに、調査してほしいということ市から権利擁護委員に依頼すると、この条例があれば権利擁護委員は職権で調査に行くことが可能なのでしょうか。その場合、何の権限で調査に来るのかとなった際には、条例があるからということで乗り切れるものなのでしょうか。これを入れることが権利擁護委員の負担感にはならないか、法律で守られるかなど、その辺はどうなんでしょうか。

【松原委員】 権利擁護委員の職務として権利擁護について必要な調査を行うということ

ころが入っていれば、条例上の根拠としては十分可能だと思います。調査に対して応じる強制力があるかという点でいうと、いわゆる任意の調査ということになるかと思いますが、実効性がどこまであるかという問題は当然出てくるとは思いますが、取りあえずヒアリングを行いたいと申し入れるようなことは、可能になるのではないかなというふうに考えています。

私がそこにこだわるのは、権利侵害が起きたときに、特に今回子どもですから、侵害された子どもの側からの申出のみを待って対応するというだけでは十分ではなく、それは侵害された子どもにとって酷なことがあり得るという、そこは意識をすべきじゃないかという問題意識でお話をしていたものです。

今ので答えになっていますでしょうか。

【北田委員長】 そうすると、権利侵害があったであろうということが一応前提になって動けるという、そこは合っているということですかね。前回の御意見を文面で見ると、侵害がなくても動けるのかという雰囲気もしないではないというところがあったので、その辺をコメントいただければと思います。

【松原委員】 一般的な意味では、例えば、制度的な意味で、市の実情を見たときに、こういった点は子どもの権利擁護について不十分じゃないかということがあったときに、それに対する調査、それは具体的な権利侵害の認知を前提としない調査ですけれども、そういったものが権利擁護委員の職務として可能になるような立てつけのほうがより望ましいとは思いますが。

【北田委員長】 いかがでしょうか。

【子ども政策部長】 より具体的なものを考えながら、もう一回詰めたと思います。

【北田委員長】 ヘイトスピーチ以外にどんな想定ができるかを想像してみて、検討していければと思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

では、最初の前文のところですが、子どもの権利が守られて育った子どもが、大人になって子どもの権利を守っていくことで、権利が守られる流れができるというところの文面を入れていくというお話でしたね。これに関して、皆様、何か御意見があればお願いします。よいと思うなど何でも構いません。山下委員、よろしくお願いいたします。

【山下副委員長】 素案という形にだんだんできてきて、いいなと思いながら拝見をしました。ますますブラッシュアップしていければと、すごくうれしく思っています。子どもへのメッセージはこれからということですが、大人へのメッセージも、市から三鷹の大

人たちにすごくメッセージとしていいなと思っています。

ただ、最後の段落のところが気になりまして。第1条のところとも少し絡むんですけども、「この条例を定めることで、子どもの最善の利益を考えて、子どもを権利の主体として尊重して擁護して」というこの順番なのですが、第1条も「条約に基づいて最善の利益を考えて権利を明確に」という順番になっていて、皆さんの感覚というか、御意見もお聞きしたいと思っています。

まず、子どもが権利の主体であるというところをみんなで確認しようねというのが最初にあって、子どもの権利は本当にいろいろあるんですけども、最後は子どもにとって何が最善か、ということになると思うんです。いろいろな権利があって、時には権利同士がバッティングすることもあるわけですね。子どもは夜中まで遊んでいたい。だけれども、ちゃんと早く寝て、ゆっくり休まないと体が成長しない。権利と権利がバッティングするから、最後は最善の利益というところで考えようねと、次の大人の責任として出てくるといような意識で私はいるんですね。

最善の利益ということを大人がちゃんと考えて子どもに権利保障するという、権利がまず保障されているというのがあっての次のステップ、最後の締めみたいなそういうイメージでいるので、順番がこれだと、大人が最善の利益を考えた結果、権利を保障しますというふうに誤ったメッセージに伝わらないかなと。第1条もそうです。「最善の利益」というワードをここと第1条に入れていただいたこと自体は、本当に大事なことですけれども、今、そこが逆になっていないかなというふうに感じたところでした。

【北田委員長】 ありがとうございます。この点に関していかがですか。松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 今の山下委員の意見を受けてですけども、最後のところについては、私もそうに感じています。

あとは、子どもの権利ということをきちんと、それを第一にということを考える必要があると思うので、私がもう一つ気になっているのは、前文で言うと3段落目のところで、「子どもは、大切にされ、権利が守られ、周囲の人との関わり」というような、「子どもはA、B、C」みたいな、そのBのところに権利というところが溶け込んでしまっているという、そこがちょっと気にはなりました。

大切にされたり、周囲の人々と関わったり、多様な経験を通じて成長する、子どもの意見を持ち、これも「意見や思い」というふうにしたほうがいいと、本文との整合性で思うんですけども、意見を持ち、表現をするとか、自分のことは自分で決めることができるとかというのは、これは全部子どもの権利だと思うので、例えば、「権利が守られ」というところを削除して、自分のことは自分で決めることができ、子どもの権利が守られなければならないということを大人も子どもも共に理解することが重要ですよとかいうように、そういったものが全部子どもの権利なんだということが明確に分かるような形で記

載するというのもいいのかなというふうに感じています。

今の山下委員の御意見との関係では、その部分も気になるところにはなりました。

【北田委員長】 ありがとうございます。お二方は、いかがですか。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 山下委員の意見は、最善の利益というのは、最終的に考えるというか、出てきてから何かやるときの最善の利益を考えるんですよというふうに書いてあると私も読んでいたので、逆というか、後ろのほうがいいと思います。私も意見には賛成です。

あと、全体に、これ子どもへのメッセージだけが子どもに言っているわけじゃなくて、全部子どもが読むわけですね。堅いかなというのをすごく感じました。今回のアンケートで、子どもの権利について知っていましたかという質問で、知らないと答えた人が半分近くいるんですね。だから、それが子どもの権利なんですよということが、子どもの権利というのはもとの基本的人権として生まれてきている君たち全員にあるもので、ちゃんと考えていいものなんだということがちゃんと伝わっていないんじゃないかなという感じがしました。

最初の一文目はいいんですが、次に出てくる「生まれながらに子どもの権利を有し」というところが分かるかなというか、そこでつまづく感じがちょっとあります。「平等であり、心身の状況や子どもを取り巻く環境に関わらず幸せに暮らすことができるように、子どもの権利が守られなければならない」と続いていますが、子どもの権利があるというより、基本的人権として生きているその事実によって権利が発生しているわけだから、そのことをきちんと理解した上でいけば幸せに暮らすことができるのだというよう表現の方が子どもに分かるかなと。うまく言えないですけども、子どもの権利を知らないという人が半分いたので、もう少し丁寧に書いたほうがいいかなというのが率直な私のポイントです。

特に、前文4段落目の「三鷹市ではこれまで市民とともに協働のまちづくりを進めてきました。」というところも分かるかなという感じがしてしまったので、皆さんが暮らしやすいように、子どもたちも含めみんな、住民一人一人に向き合いながら努めてきたみたいな表現がもう少し何かできるかな、というふうに思いました。全体に堅いかな、という印象です。

【北田委員長】 ありがとうございました。では、武本委員、お願いいたします。

【武本委員】 私も山下委員がおっしゃっていた5段落目の最善の利益というのは、確かに、最初というのはちょっとどうかなというのはすごく共感しました。

あと、全体的に子どもに分かりづらいんじゃないかと山本委員がおっしゃっていたんですけども、大人でも一般の人だったら、ちょっと分かりにくいかなと。割と法律に触れることなく生きてきた人がほとんどだと思うので、もうちょっと砕けないかなと思いました。

「市の中で協働のまちづくりを進めてきました」というところも、すごく分かるんですけども、会社員なんかですと、寝て起きて帰ってくるだけだったりする人も多いので、もうちょっと「地域の力を生かし」というのを書けたらいいかなと。知らない人も結構いるかと思いますが、実際、私も地域に入るまでは、ほとんど武蔵野市民みたいな生活をしていまして、ほぼ分からない状態で来たので、何かもうちょっとあったらうれしいなと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。

前文について、まず、大人に向けてのメッセージとして難しいという点が挙げられました。まず、1段落目の「生まれながらに子どもの権利を有し…」のところ。そして、大人に関しては、全体的に堅いけれども、「協働のまちづくり」というところも出ていました。これは協働と言うのは難しいかもしれないですね。もっとほぐせるのかもしれないと思います。

それから、これは私の意見としてですが、権利の主体というのは多分難しいだろうなというところです。学生に教えていても、よくつまづかれるので、そうだと思います。

あとは、さっきの1段落目の「～暮らすことができるように、子どもの権利が守られなければならない」と言う、ある意味、そういうふうに限定をかけるみたいな形になりますよね。というわけで、権利が守られるというところを最初に持ってくるという御意見、私も賛成します。

先ほどの最善の利益の判断というのは、委員の方々がおっしゃったとおりで、権利があって、その上で最終的な最善の利益をいろいろな場面場面で考慮していくという流れで出てくる言葉であるので、その順番を変えるということに関しても、法律に携わっている者としても納得ですし、すんなり入るのかなという気がいたします。

でも、一般の人にとって、多分、権利を守る、子どもの権利というのと子どもの最善の利益というのは、イコールに感じられると思うんですね。ですから、これをどんなふうに分かりやすくしていくのかというのは、工夫できるんじゃないかなという気がします。というのが私の意見でした。

あと、子どもへのメッセージというのをどういうふうに書いていくかですけども、大人にそれなりに分かりやすく、今5段落で書いてあって、その5段落を子どもに向けてもう一回書くみたいな形にするのかとか、その構成にもよってくるんだろうなと思います。前回見た世田谷区は確か、子どもに向けて、大人に向けてと分かれていましたよね。その辺の工夫だったんだろうなと思いますけれども、それをどう構成していくかによって、分けないだったら、子どもにも分かりやすく、大人にも分かりやすく書く必要があるし、分けるだったら、大人向けの方は分かりやすくするだけでいいと思いますけれども、この書き方については、これからまた検討していくということでよろしいかと思います。

ほかいかがですか。山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 今回の子ども向けのアンケートでは、子どもの権利を知らないと回答した人が半分位いました。今の条例素案（案）でも、第11条の市民の役割のところ、子どもが権利の主体だということを市民が理解しましょうと書いています。だけれども、権利の主体とは何なのかということが結局分からないまま条例ができているというのは、ちょっともったいないかなと思います。

権利の主体って何だろうということは、私が講演するときにもそうなのですが、その逆だった時代から考えると分かりやすいと思います。子どもの権利宣言が2回あったときも、全部、子どもは愛護しなければならない、保護されなければならない、とずっと保護の客体として書かれていました。児童福祉法の第1条でも、児童は愛護されなければならないと書かれていました。それが権利条約とかだと逆になって、子どもは愛される権利を有するとなり、児童福祉法も、条約の精神にのっとって、子どもが愛される権利を有するのを保障しようというふうになりました。

その子どもを守ってあげる対象としてずっと見ていた、場合によっては、それが支配とか管理とかになっていたのが、そこはそうじゃなくて、子どもも大人と同じように1人の権利を持っている主体として、それを支える大人と同じように一人一人大切だし、かつ大人と違って成長・発達過程にあるという特殊性もあるということが権利の主体として見るということだよねというのがどこかに分かりやすいメッセージとして入っているといいのかなと今の話を聞いて思いました。「権利の主体」という言葉だけだと上滑りしてしまうのかなというふうに思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

【子ども政策部長】 今回の山下委員の御意見もそうですし、分かりやすさでいうと、この後、解説書とかハンドブック的なものをどうつくっていくのか、ということにも関わってくるかと思います。

今回のアンケートでは、本日はお示しできていないですけども、自由意見の中に、説明の動画が分かりやすかったという意見も結構ありましたので、この先の話ではありますが、絵を入れながら作っていくことや、条文にどこまで分かりやすく書くかということも検討していかなければいけないと考えています。

あと、皆さんのお話にもありましたが、この先、最善の利益と子どもの権利がぶつかったときの問題というのは本当に詰めなければならないところです。大人が考える最善の利益が全てではないこともきっとあると思いますし、家庭によって、関わる人によっても違うと思いますので、そこを最善の利益と言えど全てがオーケーというわけではなく、ちゃんと理解してもらえるようなものをどうつくっていくのかということは、結構重要なことだと思っております。

先ほどおっしゃっていただいた、子どもの最善の利益が最初に来るのではなくて、子どもの権利が最初に来るんだというお話も、確かにそうだなと思いましたので、またいろい

ろとそれらの点について考えたいと思います。

【北田委員長】 前文に関して、その他はいかがでしょうか。松原委員、お願いいたします。

【松原委員】 すいません。あんまり前文だけで時間を取ってしまったらよくないと思います。1つだけ言わせてください。

この前文がイメージしている子ども像みたいなものですが、今いただいているこの前文を見たときに、夢や希望を持ちながら地域社会の一員として参加できる、きらきらした子ども像みたいなものが見えてくるんです。でも、子どもって決してそういう存在でなければいけないわけではなくて、別にきらきらしてなくてもいい、ただ自分らしくいてくれればいいんだというふうに僕は思っているんです。

そういったきらきらした子ども像というものを求めて、そのための子どもの権利条例みたいなことにはならないで欲しいなということは感じますので、そこをちょっと意識して、例えば、「夢や希望を持ちながら」というところは「自分らしく」というふうに変え換えるとか、また、4段落目の「地域社会の一員として参加」のところも、もちろん私もしてほしいという気持ちはありますけれども、「一人一人の権利が守られる地域づくり」みたいな感じにシンプルにまとめるだとか、そういった整理というの也被えられるんじゃないかなというふうに思いながら読んでいました。

【北田委員長】 ありがとうございます。私はすごく賛同いたします。今の御指摘は大切だなと思います。

ほかはいかがですか。前文に関しては、大丈夫そうですか。

では、次ですが、この総則については、目的の部分はまた後で詰めるようになるかと思っていますし、定義は、今は抜かしまして、続いて第2章の子どもの権利ですね。先ほどのアンケートの結果を踏まえると、権利ということを知らない、そして、その中身も知らない、よく分からないという回答が80%を超えているということになると、やはりここの第2章をいかに具体化していく必要があるのかというところがポイントになっていくのかと思います。

現時点では、これから検討していくというわけなんですけれども、今の段階でこの第2章に関して御意見がございましたら、どうぞ挙げてください。第2章というのは、子どもの権利がカタログ化しているところですね。第3条以降です。いかがですか。

【山下副委員長】 第5条の「(1) 遊び、学ぶこと」、「(2) 休息を取ること」となっているんですが、教育とか学んでいくということ自体が1個の大きな大切な権利で、条約では、遊んだり休息を取ることがそれで1個になっていて、ちょっと性質が違うので、学ぶことで1つ、遊び・休息を取ることによって2つ目じゃないかなというふうに思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。

休息をするということについて、アンケートでこんなに反応していますよね。75%位までになっていて、これは別途立てる必要があるのかなという気もするアンケート結果でしたね。ここは分けたほうが良いというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。御自由に、これに関連して後半のほうでもありましたら、発言なさっていただいても大丈夫です。

では、皆様考えている最中ということで、私が思ったところは、第8条の第2号「前号について実行するために、必要な情報を得ること」のところ、これは社会を構成する一員として育つために自ら考え、意思決定を行う、その意思決定を行うに当たり、情報を得られるということが出ています。となると、個人情報保護法みたいな形かもしれないですが、子どもたちが自らの情報を開示請求できるみたいなことは出ないのかなとか、そんなことを思いました。

あと、今の段階だと、羅列されているものが混ざっている感じというのがありますよね。先ほど御指摘いただいた第5条もそうですし、あとは、例えば第3条とかは、差別を受けないこととか、暴力により心身を傷つけられないこととか、この辺は実は1本で立てたほうが良いこともあるのかなと。先ほどの第5条の第1項だと、遊び、休息を取ることというのを挙げたほうが良いよねという話もありましたけれども、そんなようなことも含めて御意見をいただければと思います。

山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 第6条の意見や思いを伝える権利のところ、表現する機会がある、自由に表す、表して不利益を受けないとあるんですけども、成長・発達過程にある、あるいは障がいのあるお子さんとかが意見や思いを、機会が確保されただけで自由にどうぞと言われても、障がいがある、あるいは発達途上ではなくなった10代後半の子でも、なかなか自分で意見や思いを十分には言えないということはあるわけです。なので、そういったときにちゃんと支援を受けられるんだということも同時に必要かなと思います。

あと、意見や思いを表して不利益を受けないというのが第6条の(3)と第4条の(2)とで重なっていて、これは何でなんだろうと。不当な扱いと不利益を受けないが重なっているのは、どういうことなんだろうとか、自分の思いや考えが大切にされるということで、第6条では、言う権利の保障、機会とかが確保されているというだけで、それが実質的に保障されるかどうか、第4条の(2)に定められているんだとか、若干分かりづらいところではありました。

【北田委員長】 この点、御説明をお願いいたします。

【子ども政策部長】 確かに、第6条は意見的な感じで、第4条のほうは思想的なところの違いなんですけど、もっとうまく言い方をしなければいけないし、子どもに対して「思

想」と言うと言計難しいというような状況です。

【北田委員長】 なるほど。内心の自由的な感じのものと表現のところの部分でということですね。内心の話でだったら、どんなことを思っても、考えてもいい、自由に考えられるということをもうちょっと伝えと差が出るのかもしれないですね。自由に自分いろいろなことを思っている、考えてもいいというところ、ちょっとここは、ほかの自治体の表現も参考にして考えましょう。

ほかいかがですか。

【山下副委員長】 今のところを補足するとすると、第6条は、自分の意見や思いを表現、大人たちに伝えていく、大人はそれで「はい、聞きました。終わり。機会は与えました」ではなくて、ちゃんとそれも受け止めて、そこから建設的な対話をしていきましょうというのが第6条の言っているところで、第4条は、表題が「自分らしく生きる権利」とあるので、日々の小さい日常なことから、大きな自分の人生の選択、進学であったり職業であったり、いろいろな自分のやりたいこと、進んでいきたいことを親から支配されたり管理されたりするのではなくて、自分で選択して生きていくというのをみんなで応援していくよという視点の違いで位置が分かれているのかなと。ここが分かるようにするといいのかなと思いました。

【子ども政策部長】 それでいくと、次の第4章ともすごく関わってきて、最初におっしゃっていただいた支援することというあたりは、第19条の意見や思いの表明の機会の確保というところに入ってくるのかなと思います。この第4章との難しさがあるんですけれども、どこまでを権利として、ちゃんと守るべき権利なんだということを書き、その権利を守るためにどうするのかということをつかりやすくしていかなければいけないなというところですね。先ほどの自由に考えていいというところについてはまた考えますが、そういうところがあります。

【北田委員長】 重複チェックはなかなか難しそうですね。

ほかいかがでしょうか。山本委員、お願いいたします。

【山本委員】 第4条の「個性」という言葉が結構引っかかっていますね。ここでは、子どもはそれぞれ違っていいから、それが「個性」という言葉なんだろうと思うんですけども、個性がなければいけないというか、いいもの、持っておくべきものみたいな感じがするのがどうも引っかかっています。別に目立たない、個性って何、やる気もないみたいな子もいるじゃないですか。でも、またそれはそれで、その子はその子らしく生きていいよというふうに受け止めなければならぬ。「個性」というと、ユニークな売りのものがないといけなような気がする言葉に私は取れるので、なくても、自分らしく生きる

権利でいいんじゃないかなと。

その説明をするときには、それぞれが持っているいろいろな性質だとか性格だとかそういうものが排除されない、責められずに自分で自由に意見を言ったりできるということが伝わればいいと思います。「個性が尊重され」だと、個性のきらきらしたものがなければいけないという感じがすると思いました。これは私の意見です。

あと、第7条の第2項ですけれども、「成長や発達の過程で助言や援助を求めること」となっていて、あえて「成長や発達の過程」と入れたのがどうしてかなと思ったところです。もちろん、発達しつつあるという特性が子どもにはあるので、援助の求め方がみんな違うから、ということと言いたかったのかなとは思いますが。

でも、「子どもは、適切な支援を求めるために、次に掲げる権利が保障される」という枠の中で、別に成長や発達の過程で、あなたはまだ成長が未熟だから駄目ですよと言っているわけではないのならば、助言というか、「助言」という言葉もちょっと気になるんですけども、あと、「相談」というのも若干気になっていますが、次に掲げる権利、つまり、他人に私は困っています、つらいんですということを言っているよということだと思うので、そして、助けてくださいということが言える支援を求める権利、これは第6条の中に入れてもいいのかなという気がします。自分の意見や思いの中に、助けて、つらいんだということを使う権利みたいなところで、別に立てると、ちょっと私は違和感がありました。

【北田委員長】 そうすると、まず、個性の問題は、先ほどの御意見と関連させるなら、「自分らしさが認められ」のほう収まりがつくんだろうなというところではありますね。

それから、「相談」は前回の会議からのキーワードになっていたところですけども、きっとこれに関してはアクセスできるというか、そういうところも伝えたいということだったと思うので、それをどう表現するかですね。第6条は思いを伝える、第7条は、思いを伝え相談ができ、助言や援助を求める、このあたりが重複しているようだということですね。助言や支援をするというところは、また第4章のところ、第21条の話しやすい仕組みのところにも出てきますね。これを子どもの権利の側から書くということで、アクセス権ではないですけども、そういう意味でつくりたいということですね。第7条の第1号、ここの部分は工夫をするということで検討してみることにいたしましょうか。

「成長や発達の過程で」というところはどう引っかかったのか、もう一度、山本委員のほうからお願いできますでしょうか。

【山本委員】 ここで大事なのがアクセス権ということであるならば、子どもは本来、助けてと言えない、言ってはいけないという状況にあるので、アクセスできるように声を上げて助言や援助を求めているですよと言いたい前に、成長や発達の過程というのがあるのが私には理解できなくて。

なぜならば、成長・発達がどの段階であったとしても、助言や援助は求めることができないわけだから、どの段階だったらいいいよというふうに思っているんじゃない

いかなという気がするんです。言葉で言えたらいいよとか、理解できたらいいよとか、そういうことではないので、権利条約で言っている発達しつつある特性のところの意味合いは、ここには入れなくてもいいのかなと思ったんです。この過程がプロセスなので、私は今、段階のように読めてしまうというところで引っかかっているんですけども、あえてこれを入れた意味が知りたかったわけです。

【北田委員長】 御説明をお願いできますでしょうか。

【子ども政策部長】 なぜあえて「過程で」という言葉を入れたかと言われると、答えに窮してしまうのですが。

【北田委員長】 山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 多分、ここを書かれたとき、私がここを書いていたとしたら、「過程」にはそんなに意味がなくて、成長・発達していく上で、要は、さっき申し上げたように、大人と同じように1人の人間として権利の主体なんだけれども、でも、成長・発達するという存在だから、それに応じた特殊な権利保障というのがあるよねと。

(1)は、困っているとき、つらいときに、子どもがSOSを出して支援を受けられる。でも、必ずしも別に困っていたりつらい気持ちがないときだって、ずっと成長・発達していく段階に応じて、先に生きている大人たちからいろいろな助言であったり、そういうものの見方、考え方、そういうのがあるのかというのを、日々の生活や、あるいは、例えば進学とか何か大きなことがあったときとか、いろいろな段階があると思うんですけども、成長・発達するからこそ、困っていないときでも、そういった助言とか支援、援助というのがあるよ、受けていいんだよ、そういう権利があるよというのを多分伝えなかったのかなと思います。

【北田委員長】 児童の権利条約の意見表明のところも、成長や発達に、今おっしゃってくれた「応じて」という言葉が出てくる。だから、意見を聞かれるということも、小さい子が小さい子として言ったり、ティーンエイジャーが言ったりとか、それは成長の段階・発達に応じてという言葉がしょっちゅう出てくるので、そういうことなんだろうと思います。

多分、「応じて」とすると、応じた段階というか、成長に応じた助言や援助というものがそれなりの年齢であっていいという、そういう形なのだろうと思います。「過程で」と言ってしまうと、確かに限定される形があるので、ここは表現を検討していくということで行きましょか。

ほかはいかがでしょうか。山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 さっき第4条の(1)で「個性が認められ」のところがありましたけ

れども、「個人の人格が尊重されること」の部分が残るということといいんですよね。個性が認められ、自分らしく生きるも、結構、そうでなければいけないのかという印象も、それがプレッシャーになるという考え方もあるかもしれないですけども、他方で、「個性が認められ」とか「自分らしく生きる」というところを保障するよというところの意味は、周りと合わせなきゃいけない、周りと同じでなきゃいけない、違いが認められないという、その窮屈さから解放するという意味もあるかと思います。

一人一人が尊重されるってそういうことだよなというところと本来はニアリーイコールのはずなんですよ。それがなぜか「個性」とか「自分らしく」とか「ありのまま」というと、今度は逆に、ほかの人と違っていなきゃいけないのかみたいなプレッシャーを感じる人もいるんですけども、でも、本来伝えたいメッセージはそこじゃなくてというのが分かりやすくなるというふうなふうに思いました。

個人の人格の尊重は、絶対にこれは入れなきゃいけないというか、いじめとかDVとか性暴力とかハラスメントとか全てで必ず出てくるワードなので、これを生かしつつ、「個性」とか「自分らしく」という表現をちょっと工夫するといいのかなと思いました。

【北田委員長】 難しさがあります。ほかの自治体のこともちょっと参考にしながら。周りと違っていても、同じであってもいいというところが、こうあるべきというメッセージが強く感じられないような形の自分らしさというか。ちょっとここも勉強していくというところで、検討課題にいたしましょう。

ほかいかがですか。この次の第3章、第4章の部分も見ていただいて、第5章も含めて、御自由に御発言をお願いします。

【山下副委員長】 最初に、第5章の権利擁護委員について、豊島区のことをという話があったので、簡単に御説明します。

豊島区は子どもの権利擁護委員の規定がありまして、似たようなのがあったんですけども、救済の申立てとかがあった場合に、調査の上、是正勧告というのを出し得るという規定になっていて、さらに、その是正勧告を場合によっては公表することもあり得るというのが条文に書かれています。

他の自治体も大体そういう形で、救済申立てを受けて、意見を出すというのが想定されているんですけども、第23条はそういう書き方になってなくて、要請を行うというのがそれなんでしょうか。是正勧告みたいな形を想定しているんですかね。

先ほど職権で云々というところは、要は、通常は申立てがあったら、それを受けて権利救済のための是正勧告とするんだけど、救済の申立てがなくても、職権でこれは権利侵害があるねということで動き出す場合があり得るということです。例えば、個々の権利救済の申立てがあったけれども、これはこのケースだけじゃなくて全体の話、ほかの子たちについても全体に言えるのではないかというときには、そういうふうに切り替えて意見を出すということもあり得るかと思います。

今、第23条の(4)は、権利侵害を防止するために市に意見を述べることを書いてありますけれども、防止じゃなくて既に発生している、だけれども、救済の申立てという形で来っていない、あるいは、来たんだけど、これは個別じゃなくて全体の権利侵害についての是正だよねというときの職権発意と言うんでしたか、そういう形で主体的に権利擁護委員が取り上げてということをするんだと思うんです。

ただ、豊島区は、私は15年権利擁護委員をやっているんですけども、実は1回も是正勧告を出したことがございません。ほかの自治体は、結構ばんばん出しているところもあるらしいんですが、豊島区の場合は、相談とかを受けた上で、調整でほぼ解決しているんですね。でも、本来それが望ましいといえれば望ましいわけで、調整がうまくいかなかったら是正勧告という形になるんでしょうが、豊島区の場合はそういうふうになっております。

【北田委員長】 ということは、今の話ですと、相談窓口にまず来て、その後、調整が入って解決したということでしょうか。

【山下副委員長】 そうですね。例えば、子どもがいじめで不登校になってしまった。親は加害者を転校させてくれとずっと学校に毎日2時間クレーム入れる。学校はそれはできないと言って、ずっと大人同士で平行線になっている。

子ども本人から相談があって、クラスには戻れないけれども、部活だけでも学校に行きたいと言う。親はそんな危険な学校には部活ですら行かせられない、あなたのために、と言って行かせてくれない。学校の先生も、学校は勉強する場ですと、授業に出ないで部活に行くのはあなたのためになりませんと言ってくる。認めてくれないというときに、子どもの権利擁護委員として、親と学校双方を説得して、居場所があるって大事なことから、部活だけでも学校に戻れるようにしませんかと調整をして戻っていたというようなこともあります。

ほかにもいろいろありますけれども、そんな形で相談を受けて調整で解決することがほとんどです。

【北田委員長】 権利擁護委員による調整ですね。

【山下副委員長】 そうですね。学校側に行ったときは、母親の代理人かと誤解されて、最初、先生からすごい身構えられましたけれども。そういったときに、違いますと。お母さんの代理人じゃなくて、区長から直接任命を受けて、独立した立場で、しかも、子どもの立場に立って調整しているんですといった場合に、学校側もずっと受け入れてくれますし、親御さんも納得してくれてという、そんな形です。

【北田委員長】 なるほど。そうすると、先ほどの第23条の権利擁護委員の条文は、今、第5項までありますけれども、これで全部足りていますか。結局、権利擁護委員というのは、ちょっと広く動けたほうがいいということですよ。

【山下副委員長】　そうですね。ちゃんと、救済の申立てを受けて、それで是正勧告という形で出すこともありますよというのがぱっと分かりづらい規定になっているんですよ。調整で解決するのが一番いいんですけども、それは最後の最後、まとまらなかったら是正勧告に行ってしまうよというのが伝家の宝刀として最後に控えているから、調整で解決するということもあるんですよ。

なので、そういったきちんとした手続は控えていますよというのが分かるようになっていると、より権利擁護委員の方も動きやすくなるのではないかと思います。

【北田委員長】　そうすると、是正勧告ができそうな手続の条文はないんですよ。一応、第3項の「救済するために関係者間の調整や要請を行う」というところですかね。

【子ども政策部長】

そこは「是正」という言葉の言い方を考えなくてはいけないと思います。あと、いただいた実際の流れを見ると、第23条(4)のところでは、今、「～防ぐために、市に意見～」としか書いていないのですが、これを書いてあるということは、市に意見を言っていたいで、市のほうでそれを受けて、民間団体などに市を介して行くというようなことになっているので、そうではなくて、権利擁護委員がそこに対して直接言うみたいなことがうまく書けていないと思いましたので、「是正」なりの書き方や相手先、どのように行うかということをもう少し整理しなければいけないと思ったところです。

【北田委員長】　そうですね。では、第23条の第5号はそれも大切にし、是正勧告の対象を広げてそこを明確にするということですね。でも、是正勧告ができるということを強く打ち出すのであれば、その前の段階の調整についても全部1条にまとめるのが普通でしょうか。ここも他の自治体の書き方を参考にしながら、また検討していければと思います。とても勉強になりました。

ほか御意見いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日、皆様から御意見をいただきましたけれども、このほかに御意見がある場合は、9月5日までにメールで事務局までお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(2) その他

次回の予定

第5回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和7年10月31日（金）午後5時30分～開催予定

4 閉会（午後7時30分）